

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス 利用料金表
(指定訪問介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業)

令和 6 年 4 月 1 日現在

項 目	内 容	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
Ⅰ 訪問介護					
Ⅰ 回につき					
1) 生活援助	① 20 分以上 45 分未満	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	② 45 分以上	2,200 円	220 円	440 円	660 円
2) 身体介護後 生活介護	① 20 分又は以降 25 分毎 (201 単位を限度)	+650 円 (1,950 円)	+65 円 (195 円)	+130 円 (390 円)	+195 円 (585 円)
3) 身体介護	① 20 分未満	1,630 円	163 円	326 円	489 円
	② 20 分以上 30 分未満	2,440 円	244 円	488 円	732 円
	③ 30 分以上 1 時間未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	④ 1 時間以上	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
	⑤ 1 時間 30 分以上	5,670 円に、 30 分を増す ごとに +820 円	567 円に、 30 分を増 すごとに +82 円	1,134 円 に、30 分 増すごとに +164 円	1,701 円 に、30 分増 すごとに +246 円
2 介護予防訪問介護相当サービス					
Ⅰ 月につき					
1) 訪問型独自サービス (Ⅰ) 要支援1.2 事業対象者	週に 1 回程度	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
2) 訪問型独自サービス (Ⅱ) 要支援1.2 事業対象者	週に 2 回程度	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
3) 訪問型独自サービス費 (Ⅲ) 要支援2 事業対象者	週に 2 回を 超える 要支援2のみ	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

3 その他

1) 初回加算（1月につき） 新規、またはご利用者が過去2月に当該事業所からサービス利用提供を受けておられない場合、ご利用者に対し、初回と同月内に、サービス提供責任者自ら又は他の訪問介護員の同行として訪問した場合に算定いたします。	2,000 円	200 円	400 円	600 円
2) 緊急時訪問加算（1回につき） ご利用者やそのご家族からの要請を受け、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護サービスを提供した場合に算定いたします。	1,000 円	100 円	200 円	300 円
3) 特定事業所加算Ⅰ（1月につき） 厚生労働大臣が定める基準に適合した体制要件・人材要件及びご利用者の要介護度合の要件を満たした場合に算定いたします。	所定単位数の 20%			
4) 特定事業所加算Ⅱ（1月につき） 厚生労働大臣が定める基準に適合した体制要件・人材要件を満たした場合に算定いたします。	所定単位数の 10%			
5) 生活機能向上連携加算Ⅰ（1月につき） 訪問リハビリテーションもしくは通所リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けた上で、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に算定いたします。 生活機能向上連携加算Ⅱ（1月につき） 訪問リハビリテーション事業所の訪問にサービス提供責任者が同行して、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づくサービスを提供した場合に算定いたします。	1,000 円	100 円	200 円	300 円
6) 介護職員処遇改善加算Ⅰ（1月につき） 介護職員のキャリアパス及び定量的要件を満たし、能力、資格、経験等に応じた処遇を実施すると共に、資質向上に向けた支援計画を作成して実施している場合に算定いたします。 ※令和 6 年 5 月 31 日まで算定	(利用者負担金+加算)の 13.7%の額			

7) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1月につき) 上記処遇改善加算を算定している事業所において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、技能・経験のある介護職員等の更なる処遇改善を実施している場合に算定いたします。 ※令和6年5月31日まで算定	(利用者負担金+加算)の6.3%の額
8) 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき) 処遇改善加算を算定している事業所において、賃金改善が継続的に行われるよう、改善合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより処遇改善を実施している場合に算定いたします。 ※令和6年5月31日まで算定	(利用者負担金+加算)の2.4%の額
9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき) 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置し、改善後の賃金年額440万円以上が1人以上で、職場環境の更なる改善、見える化、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備、賃金体系等の整備及び研修の実施等している場合に算定いたします。 ※令和6年6月1日から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、介護職員等処遇改善加算に一本化されます。	(利用者負担金+加算)の所定単位数の24.5%の額
10) 通常時間外利用(1回につき) ① 早朝料金(午前6時～午前8時) ② 夜間料金(午後6時～午後10時) ③ 深夜料金(午後10時～午前6時)	所定単位数の ① 25%割増 ② 25%割増 ③ 50%割増

別紙 2

居宅介護 利用料金表

(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定居宅介護事業)

令和 6 年 4 月 1 日現在

項 目	内 容	利用料	利用者負担額
1.居宅介護(1 回につき)			
1) 家事援助	① 30 分未満	1,060 円	106 円
	② 30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	③ 45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	④ 1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	⑤ 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	⑥ 1 時間 30 分以上	3,110 円に、 15 分増すごと に +350 円	311 円に、 15 分増すごと に +35 円
2) 身体介護	① 30 分未満	2,560 円	256 円
	② 30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	③ 1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	④ 1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	⑤ 2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	⑥ 2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	⑦ 3 時間以上	9,210 円に、 30 分増すごと に +830 円	921 円に、 30 分増すごと に +83 円
2.その他			
1) 初回加算 (1 月につき) 新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。		2,000 円	200 円
2) 緊急時対応加算 (1 月 2 回までで 1 回につき) 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。		1,000 円	100 円

3) 利用者負担上限額管理加算 (1 月につき) 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。	1,500 円	150 円
4) 特定事業所加算Ⅰ (1 月につき) 厚生労働大臣が定める基準に適合した体制要件・人材要件及びご利用者の障害区分の割合要件を満たした場合に算定いたします。	所定単位数の 20.0%	所定単位数の 20.0%
5) 特定事業所加算Ⅱ (1 月につき) 厚生労働大臣が定める基準に適合した体制要件・人材要件を満たした場合に算定いたします。	所定単位数の 10.0%	所定単位数の 10.0%
6) 特別地域加算 (1 回につき) 厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者にサービスを提供した場合に加算されます。 但し、通常の実施地域以外の利用者で特別地域加算を算定した場合、交通費は算定いたしません。	所定単位数の 15.0%	所定単位数の 15.0%
7) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ (1 月につき) 介護職員のキャリアパス及び定量的要件を満たし、能力、資格、経験等に応じた処遇を実施すると共に、資質向上に向けた支援計画を作成して実施している場合に算定いたします。 ※令和 6 年 5 月 31 日まで算定	所定単位数の 27.4%	所定単位数の 27.4%
8) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1 月につき) 処遇改善加算を算定している事業所において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、技能・経験のある介護職員等の更なる処遇改善を実施している場合に算定いたします。 ※令和 6 年 5 月 31 日まで算定	所定単位数の 7.0%	所定単位数の 7.0%
9) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1 月につき) 処遇改善加算を算定している事業所において、賃金改善が継続的に行われるよう、改善合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより処遇改善を実施している場合に算定いたします。 ※令和 6 年 5 月 31 日まで算定	所定単位数の 4.5%	所定単位数の 4.5%
10) 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ (1 月につき) 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置し、改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 人以上で、職場環境の更なる改善、見える化、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備、賃金体系等の整備及び研修の実施等している場合に算定いたします。 ※令和 6 年 6 月 1 日から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、福祉・介護職員等処遇改善加算に一本化されます。	所定単位数の 41.7%	所定単位数の 41.7%
11) 通常時間外利用 (1 回につき) ①早朝料金(午前6時～午前8時) ②夜間料金(午後6時～午後10時) ③深夜料金(午後10時～午前6時)	所定単位数の 25%割増 25%割増 50%割増	所定単位数の 25%割増 25%割増 50%割増

2 利用者負担額

世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用した サービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が年収80万円(障がい基礎年金2級相当額)以下の方	0 円
低所得 2	低所得 1 以外の市町村民税非課税世帯の方 ※1	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円未満) ※2	9,300 円
	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円以上)	37,200 円

※1 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

※2 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象となります。

別紙資料 3

訪問介護キャンセル料金徴収について

≪ 徴収しない場合 ≫

訪問予定前日の 17 時以降に、ご利用者に病状の急変が起こった場合
訪問予定日前日の 17 時以降に、ご利用者が緊急を要する受診・急な入院となった場合
自然災害で急激な変動があった場合 (暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火など)
ケアマネジャーによる連絡調整ミスの場合
主治医による認知症(認知症状)、もしくは認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上の診断を受けている ご利用者で、初回利用から通算 2 回目まで不在だった場合(通算 3 回目以降は、キャンセル料の徴収。)

※要支援のご利用者については、訪問回数の増減に関係なく月単位での請求となるため、その月にご利用があれば、キャンセル料は徴収いたしません。

≪ 徴収する場合 ≫

訪問予定の前日 17 時以降のキャンセル、もしくは訪問時不在だった場合
主治医による認知症(認知症状)、もしくは認知症高齢者の日常生活自立度 I 以上の診断を受けている ご利用者で、通算 3 回目以降 不在だった場合

キャンセル料：1 回の訪問につき 500 円をいただきます。

※訪問予定の時間やサービス内容に関係無く一律料金となります。

※障害枠で利用料免除のご利用者からは、現金でお支払いただき、引き換えに領収証を発行いたします。